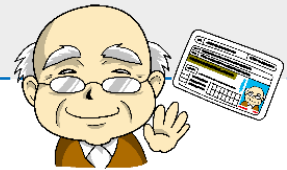


【運転免許の自主返納（取消申請）について】

～ 運転免許を継続することに、不安を感じている方は、
運転免許の自主返納（取消申請）が申請できます ～

- 運転に自信がなくなった方や家族から『運転が心配』と言われた方は、「運転免許の自主返納（取消申請）」をお考えください。
- 運転免許を自主返納された方は、「運転経歴証明書」を申請することができます。
 - ・ 「運転経歴証明書」は、運転免許を返納した日からさかのぼって5年間の運転に関する経歴を証明するもので、これまで安全運転に努めてきた証明となるものです。なお、運転経歴証明書で運転することはできません。
 - ・ 「運転経歴証明書」を提示することにより、自主返納優遇措置事業所で、様々な特典を受けることができます。
 - ・ 申請ができるのは、運転免許を取消申請（自主返納）された方だけです。すでに免許を失効された方は申請できません。
 - ・ 平成24年4月1日以降に取得した運転経歴証明書は、住所、氏名が変更になった場合、記載事項の変更を県運転免許センターなどで行ってください。
 - ・ 紛失等の場合には、再交付手続きができます。



～運転経歴証明書制度について～

「運転経歴証明書」とは……。

有効期限内に運転免許を返納した日から5年以内であれば、県運転免許センターなどへ申請することにより「運転経歴証明書」の交付を受けることができます（運転免許の取消申請（自主返納）を行った日から5年間、申請することができます。）。

平成24年4月1日以後に交付された運転経歴証明書は、交付後6か月を超えても、運転免許証と同様に身分証明書として用いることができます（例 銀行口座の開設）。

氏名	〇 〇 〇 〇	昭和〇年〇月〇日生
住所	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	
交付	平成〇年〇月〇日 〇〇〇〇-〇	
運転経歴証明書 (自動車等の運転はできません)		
番号	第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号	
二小期	平成〇年〇月〇日	種 普通
期	平成〇年〇月〇日	
二大期	平成〇年〇月〇日	所
〇〇県 公安委員会		

大きさは、縦約 5.4 cm、横約 8.6 cmです。（運転免許証と同じ。）

★ 自主返納手続きの混雑について ★

現在、運転免許の自主返納(取消申請)及び運転経歴証明書申請の手続きが大変混み合っております。手続きに、**1時間程度**かかる場合がありますので、ご理解をお願い致します。

■手続きができる方■

- ◇ 愛媛県に住所のある方
- ◇ 運転免許の取消申請（自主返納）を行うと同日に交付申請をする方
- ◇ 運転免許の取消申請（自主返納）をした日から5年以内の方
（後日交付の代理申請はできません。）
- ※ 次の方は、運転免許の取消申請（自主返納）ができません。
 - ◇ 免許の取消基準に該当している方
 - ◇ 免許停止中の方又は免許停止の基準に該当している方
 - ◇ 再試験の基準に該当している方
- ※ 代理人による申請も可能です。
詳しくは、代理人による自主返納をする場合を確認してください。

■手続場所・時間■

- ◇ **運転免許センター**
（松山市勝岡町 1163 番地 7） （089） 934-0110 又は （089） 978-4141
（受付時間） 平日 午前 9：30～ 11：00
午後 2：00～ 4：00
日曜 午前 10：00～ 11：00 （※平成 30 年 6 月 3 日～）
（受付場所） 2 階
（免許交付） 手続き終了後、即日交付します。
（注）土曜日、祝休日、年末年始（12 月 29 日～ 1 月 3 日まで）を除く。
- ◇ **警察署**
（受付時間） 平日 午前 8：30～午後 4：30
（受付場所） 交通課免許窓口
（免許交付） 後日、交付となり、希望される方は、切手（392 円分）をご用意頂くことで
ご自宅に郵送します。
（注）土・日曜日、祝休日、年末年始（12 月 29 日～ 1 月 3 日まで）を除く。

■手続きに必要なもの■

- (1) 運転免許証（有効期間内のもの）
 - (2) 手数料（1,100 円）
 - (3) 免許用写真
 - ※ 縦 3 センチメートル×横 2.4 センチメートル（1 枚）
無帽、正面、上三分身、無背景で申請前 6 か月以内に撮影したもの
 - (4) 印鑑
- 【**代理人による申請の場合**】～警察署のみで受理しています～
本人が病気療養中などのため、代理人により申請する場合は、上記(1)～(4)の他に
- ・ 医師の診断書（原本：コピー不可）
 - ・ 委任状兼確認書（※様式を代理人により運転免許の自主返納手続きをされる方のページでダウンロードできます）
 - ・ 代理人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）
- ※ 詳しくは、代理人により運転免許の自主返納手続きをされる方を確認してください。

「代理人による申請」及び「郵送での交付」の両方を希望する場合、両方の書類等が必要です。